

特別専門講師募集要項（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名	特別専門講師
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号
任用期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで ※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 4 年 3 月 3 1 日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都立世田谷総合高等学校 (東京都世田谷区岡本 2-9-1)
職務内容	学校設定教科「ものづくり」の学校設定科目「クラフトⅡ」の授業を、本校の教員と T T で担当する。(内容は、別添の授業内容を参照)
応募資格・求められる能力	・彫刻や鋳造についての専門的な知識と指導スキル ・教育に対する熱意を持ち、生徒にとってわかりやすい授業を行うことができる。
勤務日数	週 2 時間 (水曜日 5・6 時間目)
勤務時間	1 3 時 1 5 分から 1 5 時 0 5 分まで 所定勤務時間を超える勤務の有無・・・原則として無し
休憩時間	※ 1 日 6 時間以上の勤務がある場合は少なくとも 4 5 分設定
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇(※) (無給) 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇(※)、生理休暇、短期の介護休暇(※)、介護休暇(※)、介護時間(※)、育児休業(※)、部分休業(※) ※ 一定の要件を満たす場合
報酬額	時間額 4,300 円から 7,800 円まで (令和元年度の額であり、改定される場合あり) (資格(免許・経験)等により報酬額は異なる) 通勤手当相当額を別途支給(上限 2,600 円/日額) ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険等加入の有無について (1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の場合等要件あり)
応募方法等	令和 3 年 2 月 2 6 日(金)までに、下記までお問い合わせください
問い合わせ	東京都立世田谷総合高等学校 副校長 三村徹 連絡先 03-3700-4771 MAIL S1000309@section.metro.tokyo.jp